

株式会社大阪取引所のデリバティブ市場における新商品上場等に伴う  
「業務方法書」の一部改正等について

I. 改正趣旨

当社は、2026年4月13日に予定されている株式会社大阪取引所のデリバティブ市場における新商品の上場等に伴い、業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正等を行う。

II. 改正概要

(備考)

1. 通貨先物の上場に伴う「業務方法書」等の一部改正等

(1) 清算対象取引

- ・通貨先物取引を清算対象取引の対象とする。

(2) 通貨先物取引に関する清算参加者の届出

- ・清算参加者の届出事項に、通貨先物取引を開始及び中止する場合を追加する。

- ・業務方法書第3条

- ・業務方法書第19条

(3) 清算手数料

- ・通貨先物取引に係る清算手数料を定める。

清算手数料（取引／最終決済）：2円／15円

- ・手数料に関する規則別表1

(4) その他

- ・その他所要の改正等を行う。

- ・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第2条の5等

- ・取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則及び取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの廃止

2. 貴金属に係る限日先物取引のリニューアルに伴う「業務方法書」等の一部改正

(1) 限日現金決済先物取引の最終決済

- ・最終決済に伴う金銭の授受について定める。

- ・業務方法書第73条の31の59の2

(2) 清算値段等の決定方法

- ・貴金属新商品（以下「ポケット取引」という。）の清算数値、日中清算数値及び緊急清算数値の決定方法について定める。

・業務方法書の取扱い第21条並びに先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第2条の5及び第4条

(3) 清算手数料

- ・ポケット取引の清算手数料について定める。

清算手数料（取引／最終決済）：9円／29円

・手数料に関する規則別表1

### III. 施行日

1. 2026年4月13日から施行する。

2. 前1.にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2026年4月13日以後の当社が定める日から施行する。

以上

株式会社大阪取引所のデリバティブ市場における新商品上場等に伴う  
「業務方法書」等の一部改正新旧対照表等

目次

(ページ)

1 業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2 取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則を廃止する規則	19
3 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	20
4 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	28
5 措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表	31
6 清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	32
7 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	35
8 取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いを廃止する規則	41

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章～第4章の2 (略)	第1章～第4章の2 (略)
第5章 清算約定の決済	第5章 清算約定の決済
第1節～第7節の3 (略)	第1節～第7節の3 (略)
<u>第8節 削除</u>	<u>第8節 取引所FX取引の決済 (第73条の32—第73条の39)</u>
第9節 (略)	第9節 (略)
第5章の2～第8章 (略)	第5章の2～第8章 (略)
(清算対象取引)	(清算対象取引)
第3条 当社の証券取引等清算業務の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）の対象とする金融商品は、次の各号に掲げる金融商品とする。	第3条 当社の証券取引等清算業務の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）の対象とする金融商品は、次の各号に掲げる金融商品とする。
(1)～(20) (略)	(1)～(20) (略)
<u>(21) 通貨</u>	(新設)
2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引（当社が定めるものに限る。）とする。	2 清算対象取引は、次の各号に掲げる取引（当社が定めるものに限る。）とする。
(1)～(4)の2 (略)	(1)～(4)の2 (略)
(5) 指定金融商品市場における指数先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数（ <u>通貨 (同条第24項第3号に掲げる通貨をいう。)</u> に係る指数及び商品（ <u>同項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。)</u> に係る指数（以下「商品指数」という。）を含む。）に係るものをいう。以下同じ。）	(5) 指定金融商品市場における指数先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数（商品（法第2条第24項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。）に係る指数（以下「商品指数」という。）を含む。）に係るものをいう。以下同じ。）
(6)～(10) (略)	(6)～(10) (略)
<u>(11) 削除</u>	<u>(11) 取引所FX取引 (法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るものをいう。以下同じ。)</u>
(12)・(13) (略)	(12)・(13) (略)
3 (略)	3 (略)
(休業日)	(休業日)
第4条 (略)	第4条 (略)

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める時間においては、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

3 当社は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

4 (略)

5 (略)

(清算参加者)

第5条 (略)

2 前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格及びE T F 特別清算資格とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。

(1)～(7) (略)

(削る)

(8) (略)

3 この業務方法書においては、前項第1号に定める現物清算資格を有する者を現物清算参加者と、同項第2号に定める国債先物等清算資格を有する者を国債先物等清算参加者と、同項第3号に定める指数先物等清算資格を有する者を指数先物等清算参加者と、同項第4号に定める貴金属先物等清算資格を有する者を貴金属先物等清算参加者と、同項第5号に

2 当社は、前条第2項第11号に掲げる清算対象取引については、次の各号に掲げる日を休業日（以下「F X休業日」という。）とする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 1月1日

(4) 1月1日が日曜日に当たるときは、その翌日

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める時間においては、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

4 当社は、必要があると認めるときは、臨時の休業日又はF X休業日を定めることができる。

5 (略)

6 (略)

(清算参加者)

第5条 (略)

2 前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格、F X清算資格及びE T F 特別清算資格の9種類とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) F X清算資格は、第3条第2項第11号に掲げる清算対象取引について、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。

(9) (略)

3 この業務方法書においては、前項第1号に定める現物清算資格を有する者を現物清算参加者と、同項第2号に定める国債先物等清算資格を有する者を国債先物等清算参加者と、同項第3号に定める指数先物等清算資格を有する者を指数先物等清算参加者と、同項第4号に定める貴金属先物等清算資格を有する者を貴金属先物等清算参加者と、同項第5号に

定めるゴム先物等清算資格を有する者をゴム先物等清算参加者と、同項第6号に定める農産物先物等清算資格を有する者を農産物先物等清算参加者と、同項第7号に定める清算資格を有する者を原油先物等清算参加者と、同項第4号から第7号までに定める清算資格のいずれかを有する者を商品先物等清算参加者と、同項第8号に定めるETF特別清算資格を有する者をETF特別清算参加者という。

4 (略)

(清算資格の取得の申請及び承認等)

第6条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、取得しようとする清算資格が次の各号に掲げる清算資格であるときは、当該各号に定める者に限り申請を行うことができることとする。

(1)～(3) (略)

(削る)

2 登録金融機関（法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる清算資格について、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。

(1) (略)

定めるゴム先物等清算資格を有する者をゴム先物等清算参加者と、同項第6号に定める農産物先物等清算資格を有する者を農産物先物等清算参加者と、同項第7号に定める清算資格を有する者を原油先物等清算参加者と、同項第4号から第7号までに定める清算資格のいずれかを有する者を商品先物等清算参加者と、同項第8号に定めるFX清算資格を有する者をFX清算参加者と、同項第9号に定めるETF特別清算資格を有する者をETF特別清算参加者という。

4 (略)

(清算資格の取得の申請及び承認等)

第6条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、取得しようとする清算資格が次の各号に掲げる清算資格であるときは、当該各号に定める者に限り申請を行うことができることとする。

(1)～(3) (略)

(4) FX清算資格

法第28条第2項第3号に掲げる行為に係る業務の登録（取引所FX取引の委託を受けようとするときにあっては、当該業務及び同条第5項に掲げる行為に係る業務の登録）を受けた者

2 登録金融機関（法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる清算資格について、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。

(1) (略)

(2) 国債先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格又は原油先物等清算資格

3～12 (略)

(清算基金の預託)

第16条 清算参加者（E T F 特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。）は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

(1)～(7) (略)

(削る)

2～7 (略)

(届出事項)

第19条 清算参加者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

(1) 次の a から d までに掲げる清算参加者等の区分に従い、当該 a から d までに定める行為

a・b (略)

(削る)

(2) 国債先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格又はF X清算資格

3～12 (略)

(清算基金の預託)

第16条 清算参加者（E T F 特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。）は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) F X清算資格に係る清算基金

2～7 (略)

(届出事項)

第19条 清算参加者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

(1) 次の a から e までに掲げる清算参加者等の区分に従い、当該 a から e までに定める行為

a・b (略)

c F X清算参加者

次の (a) から (c) までに掲げる区分に従い、当該 (a) から (c) までに定める行為

(a) 金融商品取引業者 (次 (b) に掲げる者を除く。)

法第28条第2項第3号に掲げる業務の廃止

(b) 金融商品取引業者 (取引所F X取引の委託を受ける者に限る。)

c (略)  
d (略)  
(2) ~ (12) (略)  
2~4 (略)  
5 第1項から第3項までに規定するほか、次の各号に定める場合には、当該各号に定める者は、当社が定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。  
(1) ~ (4) (略)  
(5) 指数先物等清算参加者が指定市場開設者の取引参加者として通貨先物取引（通貨指数に係る先物取引をいう。次号において同じ。）を開始及び中止する場合当該指数先物等清算参加者  
(6) 他社清算参加者（指数先物等清算参加者であるものに限る。）と清算受託契約を締結している非清算参加者が指定市場開設者の取引参加者として通貨先物取引を開始又は中止することに伴い、当該通貨指数先物取引に係る有価証券等清算取次ぎを開始又は中止する場合当該他社清算参加者

(削る)

法第28条第2項第3号又は同条第5項に掲げる業務の廃止  
(c) 登録金融機関  
登録金融機関業務の廃止  
d (略)  
e (略)  
(2) ~ (12) (略)  
2~4 (略)  
5 第1項から第3項までに規定するほか、次の各号に定める場合には、当該各号に定める者は、当社が定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。  
(1) ~ (4) (略)  
(新設)  
(新設)  
(取引所FX取引の休止に伴う清算資格の喪失申請の特例)  
第22条の2 指定市場開設者が取引所FX取引の休止（指定市場開設者が定める取引所FX取引の休止をいう。）を行おうとする場合であって、かつ、他のいずれの指定金融商品市場においても取引所FX取引が行われていないときは、当該休止の際、現にFX清算資格を有する清算参加者については、前条第1項の規定にかかわらず、当社が定める日をもって、当該FX清算資格の喪失の申請を行ったものとみなす。

(現物清算資格又はE T F特別清算資格に係る喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第23条 現物清算参加者又はE T F特別清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。

2 現物清算資格に係る他社清算参加者は、他社清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算資格に係る清算受託契約をすべて解約しなければならない。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第25条 当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その清算参加者を当事者とする当該清算資格に係る清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けの停止（第46条の2に定めるギブアップの成立による債務の負担の停止を含む。以下同じ。）を行う。ただし、先物等清算資格を有する清算参加者が、第26条第2項に定める清算約定で未決済のものを解消する目的で行う清算対象取引に基づく債務についての新たな債務の引受けについては、この限りではない。

2 (略)

(清算資格の喪失)

(現物清算資格、F X清算資格又はE T F特別清算資格に係る喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第23条 現物清算参加者、F X清算参加者又はE T F特別清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。

2 現物清算資格又はF X清算資格に係る他社清算参加者は、他社清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算資格に係る清算受託契約をすべて解約しなければならない。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第25条 当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日（喪失を申請する清算資格が現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格若しくはE T F特別清算資格である場合において休業日に当たるときは、喪失を申請する清算資格がF X清算資格である場合においてF X休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その清算参加者を当事者とする当該清算資格に係る清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けの停止（第46条の2に定めるギブアップの成立による債務の負担の停止を含む。以下同じ。）を行う。ただし、先物等清算資格を有する清算参加者が、第26条第2項に定める清算約定で未決済のものを解消する目的で行う清算対象取引に基づく債務についての新たな債務の引受けについては、この限りではない。

2 (略)

(清算資格の喪失)

第26条 現物清算資格又はE T F特別清算参加者の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。

2・3 (略)

(過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置)

第29条の2 当社は、清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合（当該清算参加者の未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額が、当該清算参加者（清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等）の純財産額（登録金融機関、証券金融会社及び当業者等にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該リスク相当額が当該清算参加者の自己の計算による取引若しくは少数の顧客の委託に基づく取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎ及び商品清算取引の委託に基づく取引を含む。）に起因しているときをいう。次条において同じ。）又はその具体的なおそれがあると認められる場合には、次の各号に掲げる措置その他当社が必要と認める措置を行うことができる。

（1）取引証拠金等（当初証拠金、清算基金又は取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の額の引上げ

（2）・（3）（略）

2 顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション

第26条 現物清算資格、F X清算資格又はE T F特別清算参加者の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。

2・3 (略)

(過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置)

第29条の2 当社は、清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合（当該清算参加者の未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額が、当該清算参加者（清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等）の純財産額（登録金融機関、証券金融会社及び当業者等にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認められる場合であって、当該リスク相当額が当該清算参加者の自己の計算による取引若しくは少数の顧客の委託に基づく取引（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎ及び商品清算取引の委託に基づく取引を含む。）に起因しているときをいう。次条において同じ。）又はその具体的なおそれがあると認められる場合には、次の各号に掲げる措置その他当社が必要と認める措置を行うことができる。

（1）取引証拠金等（当初証拠金、清算基金又は取引証拠金（自己の計算による先物・オプション取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金又は自己の計算による取引所F X取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所F X取引に係る取引証拠金をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の額の引上げ

（2）・（3）（略）

2 顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション

取引に係る取引証拠金に対し前項の措置が行われた場合には、当該措置の対象となった清算参加者は、当該顧客又は当該非清算参加者に対して当該措置と同様の措置をとらなければならない。

(ポジション保有状況の改善指示)

第29条の3 当社は、第21条の2第5項に規定する取引証拠金所要額の引上げを行ったにもかかわらず、なお清算参加者が同条第1項又は第3項に規定する報告を行わなかつた場合、前条に規定する措置を行つたにもかかわらず、当社が指定した期日においてなお当該清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合又は当該清算参加者のリスク相当額が増加するなどによって当該清算参加者の当社に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要とする限度において、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、ポジション保有状況の改善指示(先物・オプション取引に係るものに限る。)の措置を行うことができる。

2～6 (略)

(金融商品取引業者等に該当しないこととなつた清算参加者等に対する措置)

第33条 清算参加者等は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に定める清算資格を喪失し又はE T F登録信託銀行の登録を抹消されるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る)

取引に係る取引証拠金又は取引所F X取引に係る取引証拠金に対し前項の措置が行われた場合には、当該措置の対象となった清算参加者は、当該顧客又は当該非清算参加者に対して当該措置と同様の措置をとらなければならない。

(ポジション保有状況の改善指示)

第29条の3 当社は、第21条の2第5項に規定する取引証拠金所要額の引上げを行つたにもかかわらず、なお清算参加者が同条第1項又は第3項に規定する報告を行わなかつた場合、前条に規定する措置を行つたにもかかわらず、当社が指定した期日においてなお当該清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合又は当該清算参加者のリスク相当額が増加するなどによって当該清算参加者の当社に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要とする限度において、当該清算参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、ポジション保有状況の改善指示(先物・オプション取引又は取引所F X取引に係るものに限る。)の措置を行うことができる。

2～6 (略)

(金融商品取引業者等に該当しないこととなつた清算参加者等に対する措置)

第33条 清算参加者等は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に定める清算資格を喪失し又はE T F登録信託銀行の登録を抹消されるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) F X清算参加者が、法第28条第2項第3号に掲げる行為に係る業務の登録(取引所F X取引の委託を受ける者であるときは、当該業務及び同条第5項に掲げる行為に係る業務の登録)を受けた金融商品取引

- (3) (略)  
(4) (略)  
(5) (略)

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第38条 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第3条第2項に定める清算対象取引(同項第1号から第9号まで及び第13号に係るものに限る。)とする。

2・3 (略)

(非清算参加者との清算受託契約の締結等)

第39条 他社清算参加者は、第3条第2項第1号から第9号までに掲げる清算対象取引について有価証券等清算取次ぎを行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨その他当社が定める事項を記載した清算受託契約を、有価証券等清算取次ぎの委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。

2~4 (略)

(指定清算参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ等)

第45条の2 (略)  
2 清算参加者は、前項のポジションの改善指示を受けた場合において、当該指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該指示に適合できない場合で、かつ、当該非清算参加者に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、当該非清算参加者がこれらを正当な理由

業者及び登録金融機関のいずれにも該当しないこととなること。

- FX清算資格  
(4) (略)  
(5) (略)  
(6) (略)

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第38条 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第3条第2項に定める清算対象取引(同項第1号から第9号まで、第11号及び第13号に係るものに限る。)とする。

2・3 (略)

(非清算参加者との清算受託契約の締結等)

第39条 他社清算参加者は、第3条第2項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる清算対象取引について有価証券等清算取次ぎを行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨その他当社が定める事項を記載した清算受託契約を、有価証券等清算取次ぎの委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。

2~4 (略)

(指定清算参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ等)

第45条の2 (略)  
2 清算参加者は、前項のポジションの改善指示を受けた場合において、当該指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該指示に適合できない場合で、かつ、当該非清算参加者に対して、あらかじめ合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、当該非清算参加者がこれらを正当な理由なく

なく行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定を決済するために、当該非清算参加者の計算において、転売（買建玉（先物・オプション取引に係る未決済約定に係る数量（以下「建玉」という。）のうち買付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）若しくは買戻し（売建玉（建玉のうち売付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）又は権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

#### （債務の引受け）

第46条 当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1） 第3条第2項第1号、第3号、第4号の2、第5号、第6号の2又は第10号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が指定市場開設者（第3条第2項第10号に定める清算対象取引にあっては、当社）の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者がその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は買方清算参加者がその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

（2）～（5）（略）

2～4（略）

行わなかった場合には、合理的に必要と認められる範囲内において、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定を決済するために、当該非清算参加者の計算において、転売（買建玉（先物・オプション取引又は取引所FX取引に係る未決済約定に係る数量（以下「建玉」という。）のうち買付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）若しくは買戻し（売建玉（建玉のうち売付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）又は権利行使（これらの委託を含む。）を行うことができる。

#### （債務の引受け）

第46条 当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1） 第3条第2項第1号、第3号、第4号の2、第5号、第6号の2、第10号又は第11号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が指定市場開設者（第3条第2項第10号に定める清算対象取引にあっては、当社）の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、当社は売方清算参加者がその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は買方清算参加者がその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

（2）～（5）（略）

2～4（略）

(限日現金決済先物取引の最終決済に伴う金  
銭の授受)

第73条の31の59の2 指定市場開設者が  
新たな限日現金決済先物取引の設定及びロー  
ルオーバーを行わないこととした場合におい  
ては、商品先物等清算参加者は、指定市場開設  
者が定める取引最終日の立会終了時までに転  
売又は買戻しが行われなかつた建玉に係る次  
の各号に掲げる金銭を、それぞれ当該各号に  
定める日に、当社との間で授受するものとす  
る。この場合において、金銭を支払う商品先物  
等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の  
午前11時までに、金銭を受領する商品先物  
等清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の  
午後1時に、金銭を支払い又は受領しなけれ  
ばならない。

(1) 次のa及びbに掲げる金銭 指定市  
場開設者が定める最終決済期日の前日

- a 取引最終日に成立した取引による建玉  
について、その約定数値と取引最終日の  
清算数値との差に相当する金銭
- b 取引最終日より前に成立した取引によ  
る建玉について、取引最終日の清算数値  
とその前取引日の清算数値との差に相当  
する金銭

(2) 前号a及びbに掲げる建玉について、  
指定市場開設者が定める最終清算数値と取  
引最終日の清算数値との差に相当する金銭  
指定市場開設者が定める最終決済期日

## 第8節 削除

第73条の32から第73条の39まで 削除

(新設)

## 第8節 取引所FX取引の決済

(建玉の申告)

第73条の32 FX清算参加者は、対象金融  
指標(指定市場開設者(第3条第2項第11号  
の指定金融商品市場を開設する指定市場開設  
者をいう。以下この節において同じ。)が定め  
る対象金融指標をいう。以下この節において  
同じ。)ごとに、取引所FX取引に係る買建玉  
(清算取次買建玉を除く。)及び売建玉(清算

取次売建玉を除く。)を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。

2 FX清算参加者は、対象金融指標ごとに、取引所FX取引に係る清算取次買建玉及び清算取次売建玉を、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係るFX非清算参加者（取引所FX取引に係る取引資格を有する者のうち、FX清算資格を有しない者をいう。以下同じ。）それについて、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して当社が定める時限までに当社に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。この場合において、FX清算参加者は、自らの申告に代えて、当該清算取次買建玉又は清算取次売建玉に係るFX非清算参加者をして当該申告を行わせることができる。

3 FX清算参加者は、前2項の申告を行う数量の計算を、各取引日（指定市場開設者が取引所FX取引について定める取引日をいう。以下この節において同じ。）の立会終了後直ちに行い、記録するものとする。

#### （清算数値及びスワップポイント基準値）

第73条の33 当社は、取引所FX取引の各対象金融指標について、各取引日の立会終了後に、当社が定めるところにより、その取引日の清算数値及びスワップポイント基準値を定める。

#### （引直差金の授受）

第73条の34 取引所FX取引において、立会終了時にロールオーバー（指定市場開設者が定めるロールオーバーをいう。以下同じ。）

が行われた建玉のうち、当該立会において成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、FX清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日に係る決済日（取引日の終了する日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の翌日をいう。以下この節において同じ。）において、当社との間で授受するものとする。

（更新差金の授受）

第73条の35 取引所FX取引において、立会終了時にロールオーバーが行われた建玉のうち、当該立会より前に成立した取引による建玉について、当該ロールオーバーが行われた取引日の清算数値とその前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、FX清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日に係る決済日において、当社との間で授受するものとする。

（最終決済差金の授受）

第73条の35の2 取引所FX取引における最終決済（指定市場開設者が定める取引所FX取引における最終決済をいう。）において、FX清算参加者は次の各号に掲げる金銭を最終決済期日（指定市場開設者が定める取引所FX取引における最終決済期日をいう。）において、当社との間で授受するものとする。

（1）取引最終日（指定市場開設者が取引所FX取引に関して定める取引最終日をいう。以下この条において同じ。）の建玉のうち、当該取引最終日の立会において成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の最終清算数値（指定市場開設者が定める最終清算数値をいう。以下この条において同じ。）とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭

(2) 取引最終日の建玉のうち、当該取引最終日の立会より前に成立した取引による建玉について、最終清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭

(スワップポイントの授受)

第73条の36 取引所FX取引において、立会終了時における建玉のロールオーバーが行われたときに、各対象金融指標のスワップポイント基準値を当該ロールオーバーに係る買建玉から売建玉を差し引いた数量に乘じて得た金額に相当する金銭（以下「スワップポイント」という。）を、FX清算参加者は当該ロールオーバーが行われた取引日に係る決済日において、当社との間で授受するものとする。

(決済差金の授受)

第73条の37 取引所FX取引において、転売又は買戻しを行った場合は、次の各号に掲げる建玉の区分に従い、当該各号に定める金銭を、FX清算参加者は当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、当社との間で授受するものとする。

(1) 転売又は買戻しを行った取引日の約定に係る建玉

当該建玉に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭

(2) 転売又は買戻しを行った取引日の前取引日以前の約定に係る建玉

当該前取引日の清算数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭

(非対円金融指標に係る更新差金等)

第73条の38 非対円金融指標（指定市場開設者が定める非対円金融指標をいう。）に係る取引所FX取引における第73条の34から前条までに規定する差に相当する金銭は、当社が定めるところにより算出するものとする。

(清算数値等の算出が不能等の場合の責任の所在)

第73条の39 FX清算参加者は、清算数値及びスワップポイント基準値の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り、変更等により損害を被った場合においても、当社及び指定市場開設者に対してその損害の賠償請求をすることができない。

(取引所FX取引について授受する金銭の額及び授受の方法)

第73条の41 第73条の34から第73条の38までの規定により授受する金銭の額は、同一FX清算参加者の預り目的(取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第19条第1項に規定する取引証拠金の区分をいう。以下同じ。)ごとに、当該FX清算参加者の総支払金額と総受入金額の差引額とする。

2 前項のほか、第73条の34から第73条の38までの規定により授受する金銭に関する必要な事項は、当社が定める。

(取引証拠金及び未決済約定の取扱い等)

第73条の43 (略)

(削る)

(取引証拠金及び未決済約定の取扱い等)

第73条の43 (略)

2 当社が行う証券取引等清算業務における取引所FX取引に係る取引証拠金及び支払不能等による債務引受停止の場合における未決済約定の取扱い等に関する事項は、取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則をもって定める。

(決済不履行による損失の補填)

第78条 当社は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより当社が損失(当該不履行の処理(そのおそれがあると認めるときの処理を含む。)に際し当社が受けた損失を含む。)を受けた場合には、当該損失について、それぞれ次に掲げるもの(代用有価証券又は倉荷証券(以下「代用有価証券等」とい

(決済不履行による損失の補填)

第78条 当社は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより当社が損失(当該不履行の処理(そのおそれがあると認めるときの処理を含む。)に際し当社が受けた損失を含む。)を受けた場合には、当該損失について、それぞれ次に掲げるもの(代用有価証券又は倉荷証券(以下「代用有価証券等」とい

う。) である場合には、当社が定めるところにより当該代用有価証券等を処分して得るもの) によりその預託目的に従って補填する。

(1) · (2) (略)

(3) 不履行清算参加者が当社に預託している自己分の先物・オプション取引に係る取引証拠金

(4) 不履行清算参加者が返還請求権を有する先物・オプション取引に係る取引証拠金 (前号に掲げるものを除く。)

(5) ~ (7) (略)

2~4 (略)

5 当社は、次の各号に掲げる清算資格の種類ごとに、第1項から前項までの規定により補填し得ない損失がある場合は、当社の次の各号に定める準備金の積立額を取り崩すことにより補填する。

(1) 現物清算資格、国債先物等清算資格及び指數先物等清算資格  
証券取引等決済保証準備金

(2) (略)

6・7 (略)

(不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による損失の補填)

第78条の2 当社は、不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた現物清算資格、国債先物等清算資格、指數先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格又は原油先物等清算資格に係る損失 (第76条の規定に基づく処理に際し当社が受けた損失を含む。以下この条及び次条において同じ。) について、前条に定めるところによつてもなお補填し得ない損失がある場合には、当社が定めるところにより、次の各号に掲げる清算資格の区分に従い、当該各号に定める清算基金の額をもつて、それぞれ

う。) である場合には、当社が定めるところにより当該代用有価証券等を処分して得るもの) によりその預託目的に従って補填する。

(1) · (2) (略)

(3) 不履行清算参加者が当社に預託している自己分の先物・オプション取引に係る取引証拠金及び取引所FX取引に係る取引証拠金

(4) 不履行清算参加者が返還請求権を有する先物・オプション取引に係る取引証拠金及び取引所FX取引に係る取引証拠金 (前号に掲げるものを除く。)

(5) ~ (7) (略)

2~4 (略)

5 当社は、次の各号に掲げる清算資格の種類ごとに、第1項から前項までの規定により補填し得ない損失がある場合は、当社の次の各号に定める準備金の積立額を取り崩すことにより補填する。

(1) 現物清算資格、国債先物等清算資格、指數先物等清算資格及びFX清算資格  
証券取引等決済保証準備金

(2) (略)

6・7 (略)

(不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金による損失の補填)

第78条の2 当社は、不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた現物清算資格、国債先物等清算資格、指數先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格又はFX清算資格に係る損失 (第76条の規定に基づく処理に際し当社が受けた損失を含む。以下この条及び次条において同じ。) について、前条に定めるところによつてもなお補填し得ない損失がある場合には、当社が定めるところにより、次の各号に掲げる清算資格の区分に従い、当該各号に定める清算基金の額

の清算資格に係る補填し得ない損失額を補填する。

(1) 現物清算資格

当該損失に係る不履行が発生した日（不履行のおそれがあると認めた日を含む。以下この章において「不履行発生日」という。）における不履行清算参加者以外の清算参加者（以下この章において「不履行発生日清算参加者」という。）が当社に預託している第16条第1項第1号又は第7号に掲げる当該清算資格の種類に係る清算基金のうち清算基金所要額に相当する額

(2) (略)

2～4 (略)

(現物清算資格に係る特別清算料)

第79条 当社は、現物清算資格を有する不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた損失について、前条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、不履行発生日清算参加者は、当社が定めるところにより、特別清算料を納入するものとする。この場合においては、当社は、当該特別清算料をもって、当該補填し得ない損失額を補填する。

2～4 (略)

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

第83条の4 清算参加者は、他の清算参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、清算資格を喪失しないときは、当社の承認を受けて、当該他の清算参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る先物・オプション取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2・3 (略)

をもって、それぞれの清算資格に係る補填し得ない損失額を補填する。

(1) 現物清算資格又はFX清算資格

当該損失に係る不履行が発生した日（不履行のおそれがあると認めた日を含む。以下この章において「不履行発生日」という。）における不履行清算参加者以外の清算参加者（以下この章において「不履行発生日清算参加者」という。）が当社に預託している第16条第1項第1号又は第7号に掲げる当該清算資格の種類に係る清算基金のうち清算基金所要額に相当する額

(2) (略)

2～4 (略)

(現物清算資格又はFX清算資格に係る特別清算料)

第79条 当社は、現物清算資格又はFX清算資格を有する不履行清算参加者が当社との間における清算約定の決済を履行しないことにより当社が受けた損失について、前条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合には、不履行発生日清算参加者は、当社が定めるところにより、特別清算料を納入するものとする。この場合においては、当社は、当該特別清算料をもって、当該補填し得ない損失額を補填する。

2～4 (略)

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

第83条の4 清算参加者は、他の清算参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、清算資格を喪失しないときは、当社の承認を受けて、当該他の清算参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る先物・オプション取引又は取引所FX取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2・3 (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。

取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則を廃止する規則

第1条 次に掲げる規則を廃止する。

取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則

付 則

この規則は、令和8年4月13日から施行する。

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(清算対象取引)	(清算対象取引)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～13 (略)	2～13 (略)
(削る)	<u>14 業務方法書第3条第2項第11号に定める取引に係る清算対象取引は、前条第2号に掲げる指定市場開設者が開設する金融商品市場における取引所FX取引とする。</u>
(報告事項)	(報告事項)
第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号 (ETF特別清算参加者及び登録ETF信託銀行にあっては、第2号、第3号、第4号、第4号の3、第7号の2から第9号、第9号の3、第11号、第12号及び第13号) に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。	第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号 (ETF特別清算参加者及び登録ETF信託銀行にあっては、第2号、第3号、第4号、第4号の3、第7号の2から第9号、第9号の3、第11号、第12号及び第13号) に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。
(1)・(1)の2 (略)	(1)・(1)の2 (略)
(2) 次のaから <u>d</u> までに掲げる清算参加者の区分に従い、当該aから <u>d</u> までに定める場合	(2) 次のaから <u>e</u> までに掲げる清算参加者の区分に従い、当該aから <u>e</u> までに定める場合
a・b (略)	a・b (略)
(削る)	<u>c FX清算参加者</u> <u>次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)及び(b)に定める行為</u> <u>(a) 金融商品取引業者</u> <u>法第28条第2項第3号に掲げる業務(取引所FX取引の委託を受ける場合は当該業務又は同条第5項に掲げる業務)を休止し、又は再開したとき。</u> <u>(b) 登録金融機関</u> <u>登録金融機関業務を休止し、又は再開したとき。</u>
<u>c</u> (略)	<u>d</u> (略)
<u>d</u> (略)	<u>e</u> (略)
(3)～(27) (略)	(3)～(27) (略)
2 (略)	2 (略)

(削る)

3 (略)

(措置の対象とする取引証拠金)

第9条の4 業務方法書第29条の4第1項に規定する当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項（同条第3項によるもののうち業務方法書第46条の3第2号及び第46条の4第2号に規定する区分口座に係るものを除く。）及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条第1項第2号に掲げる取引証拠金とする。

2 業務方法書第29条の4第2項に規定する当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項（同条第3項によるもののうち業務方法書第46条の3第2号及び第46条の4第2号に規定する区分口座に係るものを除く。）、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条第1項第2号、第5号、第7号及び第10号に掲げる取引証拠金とする。

(清算受託契約)

第10条 業務方法書第39条第1項に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。

(1)～(7) (略)

(削る)

3 第1項に定めるもののほか、FX清算参加者は、事業年度ごとに、所定の区分管理状況等報告書（区分管理の状況及び外部監査又は内部監査の状況を記載したものを含む。）を作成し提出しなければならない。

4 (略)

(措置の対象とする取引証拠金)

第9条の4 業務方法書第29条の4第1項に規定する当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項（同条第3項によるもののうち業務方法書第46条の3第2号及び第46条の4第2号に規定する区分口座に係るものを除く。）及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条第1項第2号に掲げる取引証拠金並びに取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第19条第1項第4号及び第8号に掲げる取引証拠金とする。

2 業務方法書第29条の4第2項に規定する当社が定める取引証拠金は、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項（同条第3項によるもののうち業務方法書第46条の3第2号及び第46条の4第2号に規定する区分口座に係るものを除く。）、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第20条第1項第2号、第5号、第7号及び第10号に掲げる取引証拠金並びに取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第19条第1項第4号及び第8号に掲げる取引証拠金とする。

(清算受託契約)

第10条 業務方法書第39条第1項に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) FX清算資格

## 別紙様式9

### (商品先物取引の清算値段)

第21条 業務方法書第73条の31の3に規定する当社が定める清算値段（限月現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。）及び限日現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。）にあっては、清算数値。以下同じ。）は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) 現物先物取引（次号に掲げるものを除く。）

各取引日の現物先物取引の約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この条において同じ。）のうち指定市場開設者が定める夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段（取引開始日における限月取引（指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。）にあっては、直前に取引最終日を迎える限月取引の清算値段）とする。

(2) (略)

(3) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引（次のbに掲げるものを除く。）

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引（取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。）の限月取引に係る清算値段とする。ただし、当該限月現金決済先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。）のうち指定市場開

### (商品先物取引の清算値段)

第21条 業務方法書第73条の31の3に規定する当社が定める清算値段（限月現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。）及び限日現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。）にあっては、清算数値。以下同じ。）は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) 現物先物取引（次号に掲げるものを除く。）

各取引日の現物先物取引の約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。以下この条において同じ。）のうち指定市場開設者が定める夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前の取引日の清算値段（取引開始日における限月取引（指定市場開設者が定める限月取引をいう。以下この条において同じ。）にあっては、取引最終日が最も近い限月取引の清算値段）とする。

(2) (略)

(3) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引（次のbに掲げるものを除く。）

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引（取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。）の限月取引に係る清算値段

設者が定める夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とし、当該約定数値がない場合には、直前の取引日の清算数値（取引開始日における限月取引にあっては、直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値）とする。

b 上海天然ゴム先物取引の価格（指定市場開設者が定める上海天然ゴム先物取引の価格をいう。）を対象とする限月現金決済先物取引

当該取引日の限月現金決済先物取引の約定数値のうち午後3時30分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないと認める限月取引については、当日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。

（4）（略）

第46条から第50条まで 削除

b 上海天然ゴム先物取引の価格（指定市場開設者が定める上海天然ゴム先物取引の価格をいう。）を対象とする限月現金決済先物取引

当該取引日の限月現金決済先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下このbにおいて同じ。）のうち午後3時30分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該取引日の立会における約定数値を清算数値とすることが適当でないと認める限月取引については、当日の立会の呼値の状況等を勘案して、当社が定める数値とする。

（4）（略）

（取引所FX取引に係る建玉の申告时限）

第46条 業務方法書第73条の32第1項及び第2項に規定する取引所FX取引に係る建玉の申告は、各取引日の終了する日（FX休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前10時までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、必要があると認めるときは、同項の申告时限を臨時に変更することができるものとする。この場合においては、あらかじめその旨をFX清算参加者に通知する。

（取引所FX取引の清算数値）

第47条 業務方法書第73条の33に規定する清算数値は、第2条第2号に掲げる指定市

場開設者が定める立会時が終了する前の5分間ににおける取引高加重平均価格とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、取引所FX取引に係る清算約定の決済（業務方法書第73条の41第1項に規定する金銭の授受をいう。次条において同じ。）の前に、清算数値に誤りがあると認められた場合には、当該清算数値を当社が適当と認める数値に変更することができる。

(取引所FX取引のスワップポイント基準値)

第48条 業務方法書第73条の33に規定するスワップポイント基準値は、第2条第2号に掲げる指定市場開設者の定めるところにより、マーケットメイカー（当該指定市場開設者が定めるマーケットメイカーをいう。）が当該指定市場開設者に提示するスワップレートを参考に当社が定める数値とする。ただし、当社が適当でないと認める場合には、当社がその都度定める。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、取引所FX取引に係る清算約定の決済の前に、スワップポイント基準値に誤りがあると認められた場合には、当該スワップポイント基準値を当社が適当と認める数値に変更することができる。

(非対円金融指標に係る差金の額)

第49条 業務方法書第73条の38に規定する差に相当する金銭は、非対円金融指標（指定市場開設者が定める非対円金融指標をいう。以下同じ。）に係る同第73条の34、第73条の35、第73条の35の2及び第73条の37に規定する差に基準通貨（指定市場開設者が定める非対円金融指標について、金融指標の算出の基準となる通貨をいう。）に係る対円金融指標（指定市場開設者が定める対円

金融指標をいう。以下同じ。)における当該取引日の清算数値を乗じることにより得られる円価額(円位未満の端数金額は切り捨てる。)とする。

(取引所FX取引に係る差金の額の申告及び受払い)

第50条 FX清算参加者は、業務方法書第73条の34から第73条の38まで及び第73条の41の規定により授受する金銭の額を、預り目的(取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第19条第1項に規定する取引証拠金の区分をいう。以下同じ。)ごとに決済日(業務方法書第73条の34に規定する決済日をいう。)の午前10時までに当社に申告するものとする。

2 FX清算参加者は、非対円金融指標について、前条の規定に従い委託取引の合計について算出した額(以下「委託合計額」という。)及び顧客ごとに算出した額の合計額(以下「顧客合計額」という。)に差が生じる場合は、委託合計額から顧客合計額を差し引いて得られる額を、前項の規定により当社に申告するFX清算参加者自己分に係る金銭の額に加算して得た額を、FX清算参加者自己分に係る金銭の額として申告するものとする。

3 業務方法書第73条の34から第73条の38まで及び第73条の41の規定による金銭の授受は、前2項に定める申告額及び当社が算出した額に基づき、当社が預り目的ごとの取引証拠金を加減することにより行うこととする。

4 FX清算参加者は、前項の加減により預り目的ごとの取引証拠金が取引証拠金所要額に満たなくなる場合は、当該取引証拠金所要額から当該取引証拠金を差し引いた額以上の取引証拠金を、取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第14条から第18条までに定めるところにより、当社に預託しなければならない。

(清算基金による損失の補填方法)

第59条 業務方法書第78条の2第1項及び第2項に規定する補填は、次の各号に掲げる損失の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)～(7) (略)  
(削る)

(特別清算料の徴収による損失の補填)

第60条 業務方法書第79条第2項の規定に基づき、同項の超過額を現物清算資格における不履行発生日清算参加者に按分する場合には、当該超過額を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における当該清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分することによるものとする。

2～4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 第5条の規定（清算資格取得手数料の納入に係る部分に限る。）は、この改正規定施行の

(清算基金による損失の補填方法)

第59条 業務方法書第78条の2第1項及び第2項に規定する補填は、次の各号に掲げる損失の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1)～(7) (略)

(8) FX清算資格に係る未補填損失(業務方法書第78条の2第1項第1号に規定する補填し得ない損失のうち、FX清算資格に係るもの)

第1号の規定を準用する。この場合において、同号中「現物清算資格」とあるのは「FX清算資格」と、「現物清算参加者」とあるのは「FX清算参加者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(特別清算料の徴収による損失の補填)

第60条 業務方法書第79条第2項の規定に基づき、同項の超過額を現物清算資格又はFX清算資格における不履行発生日清算参加者に按分する場合には、当該超過額を、不履行発生日清算参加者それぞれの不履行発生日の前日における当該清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分することによるものとする。

2～4 (略)

日に、既に他の先物等清算資格を有する清算  
参加者が指数先物等清算資格を取得する場合  
には適用しない。

(削る)

別紙様式9

F X清算受託契約書

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(銘柄管理手数料)	(銘柄管理手数料)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料（月額）は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。	2 取引所金融商品市場を開設する指定市場開設者の前項に規定する銘柄管理手数料（月額）は、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める額の合計額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引 次のaからhまでに掲げる銘柄について、当該aからhまでに定める額の合計額 a～h (略)	(2) 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3まで及び第11号に掲げる取引 次のaからhまでに掲げる銘柄について、当該aからhまでに定める額の合計額 a～h (略)
3 (略)	3 (略)
別表1 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率	別表1 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率
1 (略)	1 (略)
2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。	2 業務方法書第3条第2項第2号から第6号の3までに掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。
清算対象取引 の区分	清算対象取引 の区分
算出 の基準	算出 の基準
清算手数料率	清算手数料率
(略)	(略)
業務方 (略)	業務方 (略)
法書第 S&P/J 3条第 P X 50 2項第 0 E S G 5号に スコア・テ 掲げる イルト指数 指数先 (傾斜0. 物取引 5) 先物取 引、F T S E J P X ネットゼロ 500イン デックス先	法書第 S&P/J 3条第 P X 50 2項第 0 E S G 5号に スコア・テ 掲げる イルト指数 指数先 (傾斜0. 物取引 5) 先物取 引、F T S E J P X ネットゼロ 500イン デックス先

<p>物取引及び 日経気候変 動指数先物 取引 (注 1)</p>	<p>通貨先物 (米ドル/ 日本円先物 取引、中国 オフショア 人民元/日 本円先物取 引及びユーバ ロ/日本円先 物取引) (注 1)</p>	<p>取引数 量</p>		
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	
			<p>最終決済に係る数量 について、1取引 単位につき 15円</p>	
			<p>(略)</p>	
			<p>(略)</p>	
			<p>現物先物取 引</p>	
			<p>(略)</p>	
			<p>現物先物取 引</p>	
			<p>(新設)</p>	
			<p>(略)</p>	
<p>業務方 法書第 3条第 2項第 6号の 2に掲 げる商 品先物 取引</p>	<p>現物先物取 引 限月現金決 済先物取引 のうちポケ ット取引 (注 1)</p>	<p>取引数 量</p>	<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 9円 (注 4)</p>	
			<p>最終決済に係る数量 について、1取引 単位につき 29円</p>	
			<p>限月現金決 済先物取引 のうちミニ 取引 (注 1)</p>	
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	
			<p>最終決済に係る数量 について、1取引</p>	
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	
			<p>当社が当該月に引 き受けた債務 (注 3) について、1 取引単位につき 2円 (注 4)</p>	

			単位につき 1 4 円
(略)			
(略)			

(注 1) ~ (注 6) (略)

			単位につき 1 4 円
(略)			
(略)			

(注 1) ~ (注 6) (略)

### 付 則

- 1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 13 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和 8 年 4 月 13 日以後の当社が定める日から施行する。

措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(諮問事項)</p> <p>第3条 当社は、清算参加者等（業務方法書第5条第2項に規定する現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格若しくはET F特別清算資格、CDS業務方法書第2条第60号に規定するCDS清算資格、金利スワップ業務方法書第2条第12号に規定する金利スワップ清算資格、国債店頭取引業務方法書第5条第2項に規定する国債店頭取引清算資格又は商品取引業務方法書第5条第2項に規定するエネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格、堂島砂糖先物等清算資格若しくは堂島貴金属先物等清算資格のうちいずれかの清算資格を有する者（以下「清算参加者」という。）又は業務方法書第10条の4第1項の規定により登録を受けた者をいう。以下同じ。）に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>(諮問事項)</p> <p>第3条 当社は、清算参加者等（業務方法書第5条第2項に規定する現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格、<u>F X清算資格</u>若しくはET F特別清算資格、CDS業務方法書第2条第60号に規定するCDS清算資格、金利スワップ業務方法書第2条第12号に規定する金利スワップ清算資格、国債店頭取引業務方法書第5条第2項に規定する国債店頭取引清算資格又は商品取引業務方法書第5条第2項に規定するエネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格、堂島砂糖先物等清算資格若しくは堂島貴金属先物等清算資格のうちいずれかの清算資格を有する者（以下「清算参加者」という。）又は業務方法書第10条の4第1項の規定により登録を受けた者をいう。以下同じ。）に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でない当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。</p>	

清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(清算基金所要額)	(清算基金所要額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 当社は、現物清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額を、前月の末日を現物等清算基金所要額算出基準日として毎月算出し、当月の4日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日に各清算参加者に通知する。	3 当社は、現物清算資格及びFX清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額を、前月の末日を現物等清算基金所要額算出基準日として毎月算出し、当月の4日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日に各清算参加者に通知する。
4 前項の規定により算出した現物清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額は、当月の5日目の日から適用する。	4 前項の規定により算出した現物清算資格及びFX清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額は、当月の5日目の日から適用する。
5～7 (略)	5～7 (略)
付 則	
1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。	
別表	
清算基金所要額の算出に関する表	清算基金所要額の算出に関する表
1.～7. (略)	1.～7. (略)
(削る)	8. FX清算資格に係る清算基金所要額 (以下「FX清算基金所要額」という。) FX清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が100万円の整数倍でないときは、当該額を超える100万円の整数倍である金額のうち最も少ない金額とする。なお、計算式における

用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

FX清算基金所要額

=期間最大基準PML額<sub>FX</sub> × 個社按分基礎IM額<sub>FX</sub> / 按分基礎IM総額<sub>FX</sub>

a 期間最大基準PML額<sub>FX</sub>とは、日次PML基準額の算出対象期間における最大値をいう。

(注1) 日次PML基準額とは、想定価格変動参照期間における日々の上位2社想定損失額の99.74%をカバーすることができる最も小さい額とする。

(注1-1) 想定価格変動参照期間とは、一の取引日から起算して過去20年間をいう。

(注1-2) 上位2社想定損失額とは、想定価格変動参照期間における各日の日別想定損失額が上位となる2社の当該日別想定損失額の合計額をいう。

(注1-2-1) 日別想定損失額とは、想定価格変動参照期間における各日ににおいて、想定価格変動が生じた場合に発生する各FX清算参加者の評価損失相当額（当該一の取引日における当該FX清算参加者が保有する建玉から生じる差金（業務方法書第73条の34、第73条の35及び第73条の37に規定する金銭をいう。）の合計のうち当該FX清算参加者の支払金額をいう。）から取引所FX取引に係る取引証拠金預託額等を差し引いて得た額をいう。

(注1-2-1-1) 想定価格変動とは、想定価格変動参照期間における各日の各金融指標に係る清算数値に、当該各金融指標に係る3日間変動率（当該各日の各金融指標に係る清算数値と3取引日前の各金融指標に係る清算数

値との差を3取引日前の金融指標に係る清算数値で除した数値をいう。）をそれぞれ乗じて得られる各金融指標の変動幅をいう。

(注1-2-1-2) 取引所FX取引に係る取引証拠金預託額等とは、当該FX清算参加者が当該一の取引日に取引所FX取引に係る自己分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額並びに当該一の取引日に取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第21条第1項の規定により清算参加者が当社に申告した委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の合計額をいう。

b 個社按分基礎IM額<sub>FX</sub>とは、各清算参加者の、現物等清算基金所要額算出基準日の属する月の各取引日に適用された取引証拠金所要額(FX清算参加者が取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第21条第1項の規定により当社に申告した自己分並びに委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の合計額をいう。)の平均額をいう。

c 按分基礎IM総額FXとは、前bの個社按分基礎IM額<sub>FX</sub>を、すべてのFX清算参加者について合算した額をいう。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)	(日中清算値段、日中清算数値及び日中清算価格に関する準用等)
第2条の5 (略)	第2条の5 (略)
2 (略)	2 (略)
3 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算値段のうち商品先物取引に係る日中清算値段（限月現金決済先物取引（指定市場開設者が定める商品先物取引に係る限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。）及び限日現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。）にあっては日中清算数値。以下同じ。）は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。	3 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算値段のうち商品先物取引に係る日中清算値段（限月現金決済先物取引（指定市場開設者が定める商品先物取引に係る限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。）及び限日現金決済先物取引（指定市場開設者が定める限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。）にあっては日中清算数値。以下同じ。）は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 限月現金決済先物取引	(2) 限月現金決済先物取引
a 限月現金決済先物取引（次のbに掲げるものを除く。）  取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引（取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。）の限月取引に係る日中清算値段とする。 <u>ただし、当該限月取引がない場合には、当該取引日の当該限月現金決済先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この項において同じ。）のうち日中清算値段算出時の直前における立会による最終の約定数値とし、当該約定数値がない場合には、直前の取引日の清算数値（取引開始日における限月取引にあっては、直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値）とする。</u>	a 限月現金決済先物取引（次のbに掲げるものを除く。）  取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引（取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。）の限月取引に係る日中清算値段とする。
b 上海天然ゴム先物取引の価格（指定市場開設者が定める上海天然ゴム先物取引	b 上海天然ゴム先物取引の価格（指定市場開設者が定める上海天然ゴム先物取引

の価格をいう。以下同じ。)を対象とする限月現金決済先物取引

各取引日の限月現金決済先物取引の約定数値のうち午前10時45分から午前11時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該約定数値を日中清算数値とすることが適当でないと認める場合には、午前11時までの呼値の状況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、Shanghai Futures Exchangeが開設する外国金融商品市場において取引されている天然ゴムを対象とした商品先物取引に類似の取引について最終清算値段を算定されていない場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第3項第2号において同じ。）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

### （3）（略）

4 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値のうち指数先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（1）業務方法書の取扱い第20条の8（同条第1項第2号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1

の価格をいう。以下同じ。)を対象とする限月現金決済先物取引

各取引日の限月現金決済先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。以下このbにおいて同じ。）のうち午前10時45分から午前11時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該約定数値を日中清算数値とすることが適当でないと認める場合には、午前11時までの呼値の状況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該取引最終日の終了する日の翌日に、Shanghai Futures Exchangeが開設する外国金融商品市場において取引されている天然ゴムを対象とした商品先物取引に類似の取引について最終清算値段を算定されていない場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第3項第2号において同じ。）においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

### （3）（略）

4 取引証拠金規則第20条の4に規定する当社が定める日中清算数値のうち指数先物取引に係る日中清算数値は、次の各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

（1）業務方法書の取扱い第20条の8（同条第1項第2号を除く。）の規定は、取引証拠金規則第20条の4の規定により指定市場開設者が開設する金融商品市場における指数先物取引に係る日中清算数値を定める場合について準用する。この場合において、業務方法書の取扱い第20条の8第1

項第1号a中「午後3時30分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス(Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE International Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、FTSE International Limitedが算出するものをいう。)を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日に、通貨指数(FTSE International Limitedが算出するWMR外国為替ベンチマークをいう。)を対象とした指数先物取引において、当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc.が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange

項第1号a中「午後3時30分から指定市場開設者が定める日中立会の終了時まで」とあるのは「午前10時45分から午前11時まで」と、「清算数値」とあるのは「日中清算数値」と、「当該取引日の終了する日における最終の」とあるのは「日中清算数値算出時の」と、「当日の日中立会の終了時」とあるのは「午前11時」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場(取引対象指数の算出者が当該取引対象指数の算出のために価格を採用している取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合、当該取引最終日の終了する日に、FTSE中国50インデックス(Stock Exchange of Hong Kong Limitedに上場されている銘柄のうちFTSE International Limitedが選定した50銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、FTSE International Limitedが算出するものをいう。)を対象とした指数先物取引において、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買が停止された若しくは当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合、当該取引最終日の終了する日の翌日までにThe Board of Trade of the City of Chicago, Inc.が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウ(S&P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。)を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange

いて取引されているNYダウ (S & P Dow Jones Indices LLCが算出するDow Jones Industrial Averageをいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引若しくはTaiwan Futures Exchange Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数 (Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所発行量加権指数をいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米国における該当日に、CME Group Petroleum Index (NYMEXに上場するNYMEX WTI Crude Oil Futures、NYMEX NY Harbor RBOB Gasoline Futures及びNYMEX NY Harbor ULSD Futuresの3商品から構成される指数であって、CME Groupが算出するものをいう。) を対象とした指数先物取引において、当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第4項第1号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

(2) 日経平均・配当指数(日本経済新聞社が算出する日経平均・配当指数をいう。)を対象とする指数先物取引に係る日中清算数値は、当該取引日の立会において、午前11時までの当社が定める時間以降に約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)がある限月取引

ng Corporationが開設する外国金融商品市場において取引されている台湾加権指数 (Taiwan Stock Exchange Corporationが算出する台湾証券取引所発行量加権指数をいう。) を対象とした指数先物取引に類似の取引について最終清算数値を算定されていない場合又は当該取引最終日の終了する日の米国における該当日に、CME Group Petroleum Index (NYMEXに上場するNYMEX WTI Crude Oil Futures、NYMEX NY Harbor RBOB Gasoline Futures及びNYMEX NY Harbor ULSD Futuresの3商品から構成される指数であって、CME Groupが算出するものをいう。) を対象とした指数先物取引において、当該指数を算出する指数算出者による算出若しくは配信が不能となった場合において、当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第4条第3項第1号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

(2) 日経平均・配当指数(日本経済新聞社が算出する日経平均・配当指数をいう。)を対象とする指数先物取引に係る日中清算数値は、当該取引日の立会において、午前11時までの当社が定める時間以降に約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この号において同じ。)がある限月取引

については、当該時間以降の最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午前 11 時までの呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第 4 条第 4 項第 2 号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

5 (略)

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第 4 条 (略)

2 (略)

3 取引証拠金規則第 23 条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち商品先物取引に係る緊急清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引(次の b に掲げるものを除く。)

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引に係る緊急清算値段とする。ただし、当該限月取引がない場合には、当該取引日の当該限月現金決済先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。)のうち緊急清

については、当該時間以降の最終の約定数値とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の午前 11 時までの呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。なお、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(当該取引最終日の終了する日の翌日に、主たる取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは先物・オプション取引が停止された場合において当社が必要と認めるときは、当該取引最終日の終了する日の翌日から当社がその都度定める日までの期間をいう。以下第 4 条第 3 項第 2 号において同じ。)においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の日中清算数値とする。

5 (略)

(緊急清算値段、緊急清算数値及び緊急清算価格に関する準用)

第 4 条 (略)

2 (略)

3 取引証拠金規則第 23 条に規定する当社が定める緊急清算値段のうち商品先物取引に係る緊急清算値段は、次の各号に掲げる商品先物取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引(次の b に掲げるものを除く。)

取引最終日が属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引に係る緊急清算値段とする。

算値段算出時の直前における立会による最終の約定数値とし、当該約定数値がない場合には、直前の取引日の清算数値(取引開始日における限月取引にあっては、直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値)とする。

b 上海天然ゴム先物取引の価格を対象とする限月現金決済先物取引

各取引日の限月現金決済先物取引の約定数値のうち午後0時45分から午後1時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該約定数値を緊急清算数値とすることが適当でないと認める場合には、午後1時までの呼値の状況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

(3) (略)

4・5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。

b 上海天然ゴム先物取引の価格を対象とする限月現金決済先物取引

各取引日の限月現金決済先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下このbにおいて同じ。)のうち午後0時45分から午後1時までの間における立会による最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない場合又は当該約定数値を緊急清算数値とすることが適当でないと認める場合には、午後1時までの呼値の状況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。ただし、各限月取引の取引最終日の終了する日の翌日においては、当社がその都度定める数値を当該限月取引の緊急清算数値とする。

(3) (略)

4・5 (略)

# 取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いを廃止する規則

第1条 次に掲げる規則を廃止する。

取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

## 付 則

この規則は、令和8年4月13日から施行する。